

○総務省 経済産業省 令第三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項及び第十四条第三項の規定を実施するため、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

総務大臣 石田 真敏

経済産業大臣 世耕 弘成

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和五十一年 通商産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。
自治省

様式第一中「あつては」を「あつては」「あつては」「あつては」「あつては」「あつては」「あつては」「あつては」を「あつては」に改める。

様式第二中「あつては」を「あつては」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
様式第三中「あつては」を「あつては」に、「あつた」を「あつた」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第四中「あつては」を「あつては」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。